

- ・各社の提示する価格は同調の順位を決めるものなので、見積り価格は円単位まで記入する。
- ・最低提示価格を設計額で除した値を請負率とする。(小数点以下第3位止めで以下切り捨て)
- ・契約業者の決定は以下の例のとおり行う。

#### 例1の場合（最低価格提示業者が最低制限価格以上かつ予定価格以下で、同調業者がない場合）

○最低制限価格以上予定価格以下の入札者が4者いるとした場合に、最低価格で入札したA社の請負率に同調して契約するかをB社～D社の提示価格の低い順に意思を確認したが、同調業者がない場合はA社のみの1社とする。

#### 例2の場合（最低価格提示業者が最低制限価格以上かつ予定価格以下で、同調業者がいる場合）

○最低制限価格以上予定価格以下の入札者が4者いるとした場合に、最低価格で入札したA社の請負率に同調して契約するかをB社～D社の提示価格の低い順に意思を確認しB社が同意した場合、A社およびB社の2者と契約する。

#### 例3の場合（予定数のうち、残る1社を決定する際に同額提示業者が複数ある場合）

○最低制限価格以上予定価格以下の入札者が4者いるとした場合に、最低価格で入札したA社の請負率に同調して契約するかをB社～D社の提示価格の低い順に意思を確認するが、入札が同額だったB社とC社どちらも同意した場合、くじにより決定する。

##### 例1) 同調業者がない場合

| 100%   | 設計額 |
|--------|-----|
| 98%    | D社  |
| 95%    | C社  |
| 93%    | B社  |
| 90%    | A社  |
| 最低制限価格 |     |
| 請負率(%) |     |

同調業者なし

最低価格提示業者とのみ契約

##### 例2) 同調業者がいる場合

| 100%    | 設計額 |
|---------|-----|
| 98%     | D社  |
| 95%     | C社  |
| 93%→90% | B社  |
| 90%     | A社  |
| 最低制限価格  |     |
| 請負率(%)  |     |

同調

同調業者も含め2社と契約

##### 例3) 残る1社を決定する際に、同額提示業者が複数ある場合

| 100%    | 設計額   |
|---------|-------|
| 95%     | D社    |
| 93%→90% | B社、C社 |
| 90%     | A社    |
| 最低制限価格  |       |
| 請負率(%)  |       |

同調

提示額が同額のためくじによって決定し、2社と契約